

「体重9キ^ロ減不可能」 再審請求審で専門家

恵庭O^ー殺人

恵庭市内で2000年に
苫小牧市内の女性会社員¹¹
当時(24)の焼死体が見つ
かった事件で殺人と死体損
壊の罪に問われ、懲役16年
が確定した大越美奈子受刑
者(47)の第2次再審(裁判
のやり直し)請求で、札幌

地裁(金子大作裁判長)は
30日、非公開の証人尋問を
行った。この日、実質審理
は終了し、年内に検察、弁
護側双方が最終意見書を提
出する。

証言したのは豊橋技術科
学大の中村祐二教授(燃焼
学)。審理後に会見した弁
護人によると、中村教授は
「10^リの灯油で遺体を燃や
して、体重が9^キ減少する
ことは計算上あり得ない」
と証言したという。

弁護側は第1次再審請求
で、被害者の事件10カ月前
の体重と遺体の重さを比べ
ると9^キの減少があり、こ
れだけの減少には灯油50^リ
以上が必要と主張。しかし
札幌地裁は再審請求を棄却
する決定で「灯油10^リを遺
体にかけて燃やした場合で
も、皮膚から溶け出した皮

下脂肪が燃焼した可能性が
ある」としていた。

また中村教授は「最大火
力が5分以上続いても脂肪
の燃焼には至らない」とも
証言したといい、弁護側は
「最大火力を5分以上保つ
ためには灯油を加え続けな
ければならない。(大越受
刑者が)着火した5分後に
現場を離れたと認定した確
定判決はおかしい」と指摘
した。